右 右 右

同 同 同

右 右

同

同

都市計画の変更......

(都市計画課) ...

同

:

告

示

目

次

況の公表.....

(財産管理課)

:

껃

平成二十二年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等

の状況の公表......

大規模小売店舗の変更の届出.

都市計画区域の変更.....

平成二十二年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状

公

告

第三千四百三十三号

平成二十三年

(水曜日)

平成二十三年八月三十一日

縦覧に供する図書の名称

総括図

同同同同同

: :

Ξ 計画書 計画図

青森県告示第七百四号

同同同同

: : : : : :

同

右右右右右右

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、三沢都市

る同法第二十条第一項の規定により告示する。 計画土地区画整理事業に関する都市計画を変更するので、 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び三沢市建設部都市整備課 同条第二項において準用す

껃 껃

平成二十三年八月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する図書の名称

計画図

Ξ

計画書

示

青森県告示第七百三号

二十条第一項の規定により告示する。 計画臨港地区に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 青森都市

策課に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

青森県知事 Ξ 村

申

吾

に備え置いて縦覧に供する。

(都市計画課) (経営支援課) (環境政策課)

:

:

ベ 끄디

総括図

:

計画図

計画書

## 青森県告示第七百五号

条第一項の規定により告示する。 計画道路に関する都市計画を変更するので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 同条第二項において準用する同法第二十 青森都市

二十条第

一項の規定により告示する。

課

策課に備え置いて縦覧に供する。 なお、 その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する図書の名称 総括図

青森県告示第七百六号

条第一項の規定により告示する。 計画道路に関する都市計画を変更するので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 同条第二項において準用する同法第二十 浪岡都市

策課に備え置いて縦覧に供する。 なお、 その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する図書の名称

総括図 計画書 計画図

青森県告示第七百七号

都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 弘前広域

え置いて縦覧に供する。 なお、 平川市建設部都市計画課、 その関係図書は、 青森県県土整備部都市計画課、 藤崎町建設課、 大鰐町建設課及び田舎館村建設課に備 弘前市都市整備部都市計画

平成二十三年八月三十一日

縦覧に供する図書の名称

青森県知事

Ξ

村

申

吾

総括図

計画図

Ξ 計画書

青森県告示第七百八号

計画道路に関する都市計画を変更するので、 条第一項の規定により告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、むつ都市 同条第二項において準用する同法第二十

に備え置いて縦覧に供する。 なお、 その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びむつ市建設部都市建築課

平成二十三年八月三十一日

縦覧に供する図書の名称

総括図

計画図

Ξ 計画書

青森県告示第七百九号

条第一項の規定により告示する。 計画道路に関する都市計画を変更するので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、七戸都市 同条第二項において準用する同法第二十

て縦覧に供する。 なお、 その関係図書は、 青森県県土整備部都市計画課及び七戸町建設課に備え置い

平成二十三年八月三十一日

縦覧に供する図書の名称

総括図

計画書

計画図

青森県告示第七百十号

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。 計画区域の整備、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、 同条第二項 青森都市

策課に備え置いて縦覧に供する。 なお、 その関係図書は、 青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する図書の名称

総括図

計画図 計画書

青森県告示第七百十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 浪岡都市

> 計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項 において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する

策課に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

平成二十三年八月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する図書の名称

総括図

青森県知事

Ξ

村

申

吾

計画図

計画書

青森県告示第七百十二号 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 黒石都市

え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図書は、 青森県県土整備部都市計画課及び黒石市建設部建設課に備 において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項

平成二十三年八月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する図書の名称

総括図

計画図

計画書

青森県告示第七百十三号

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。 計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、三沢都市

県

森

に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び三沢市建設部都市整備課

平成二十三年八月三十一日

(4)

縦覧に供する図書の名称

計画図 総括図

計画書

青森県告示第七百十四号

に備え置いて縦覧に供する。 するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。 計画区域及び大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びむつ市建設部都市建築課 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、むつ都市

平成二十三年八月三十一日

青

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する図書の名称

総括図

計画書 計画図

青森県告示第七百十五号

計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、 において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、七戸都市 同条第二項

て縦覧に供する。 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び七戸町建設課に備え置い

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する図書の名称

総括図

青森県知事

Ξ

村

申

吾

計画図

Ξ

計画書

公

告

平成二十二年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況の公表

とおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。 り財団法人都道府県会館から平成二十二年度の災害共済事業の経営状況について次の 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十三条の二第二項の規定によ

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

建物共済事業

分担金その他収入

二、五三八、

五九

二七一

円円円

災害共済金、経費その他支出

正味財産

機械損害共済事業

正味財産

分担金その他収入

災害共済金、経費その他支出

一、九一七、 四八九、二二八、 八七三、 六〇九

〇八三、六八四、

九九七

五七一、 四四四四 円円

七〇五、 七一八 円

平成二十二年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

森県条例第七十九号) 第十一条の規定により、平成二十二年度の県外産業廃棄物の搬 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例 (平成十四年十二月青

入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十三年八月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

協議の件数 事前協議 三百八十一件

1

2 県外産業廃棄物の種類及び量 協議内容の変更の協議 五十二件

種類	量
燃え殻	三、五一トン
汚泥	ニニ、五五一トン
廃油	六二〇トン
廃酸	二、六九・トン
廃アルカリ	四、三六ニトン
廃プラスチック類	八、八九トン
紙くず	ートン
木くず	五七二トン
繊維くず	ートン
料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原	六 ートン
理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処	三八トン
	三四トン

ずの混合物汚泥並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器く

ず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスく

ţ

六トン

五六三トン

ラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず並びにガ

陶磁器くずの混合物ず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムく

五

四四四トン

三八二トン

トン

トン

物廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合

廃酸、

廃プラスチック類及び金属くずの混合物

吾	
トの破っその也これに質する不要物工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリー	磁器くず は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。) 及び陶は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。) 及び陶ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又
<del>其</del>	
三 - - - -	八上

上の破片その破片その	磁器くずい は除去に伴び
トの破片その他これに類する不要物工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリー	磁器くず は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。) 及び陶は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。) 及び陶ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又
	陶文
五	
五、ヨトン	一、一、八トン

** 以下同じ。) 及び降	汚泥及び金属くずの混合物
	汚泥及び廃プラスチック類の混合物
	汚泥、廃油及び木くずの混合物
T   C   F   C   C   C   C   C   C   C   C	汚泥及び廃油の混合物
T	燃え殻及びばいじんの混合物
三 ) 集	廃石綿等
()集   () 内     () 円   () 内     () 円   () 内     () 円   () 内     () 円   () 内     () 日   () 日     () 日   () 日     () 日   () 日  <	号に規定する産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条第十三
フクリー 及び 国 五、五、	じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。)ばいじん (特定の施設において発生するばいじんで、集
クリー 五、三	動物の死体 (畜産農業に係るものに限る。)
	トの破片その他これに類する不要物工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリー
	磁器くず は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。) 及び陶は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。) 及び陶ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又

二七三、六一九トン	合計
ートン	器くずの混合物金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁
ーーニトン	及び陶磁器くずの混合物廃プラスチック類並びにガラスくず、コンクリートくず
、   日七十ン	リートくず及び陶磁器くずの混合物廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンク
三三トン	廃プラスチック類及び金属くずの混合物

Ξ 協定の締結の件数

兀 環境保全協力金の額 三百八十一件

円を免除後の額 二千四十一万六千百円 (東日本大震災の被災者二十四者からの七十二万八千四百

五 環境保全協力金の使途

生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、 県外産業廃棄物等適正処理推進事業費 (県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、 指導等に要する経費)

不法投棄防止対策事業費(不法投棄防止対策のために行う監視、 指導等に要する

青

経費

森

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十三年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

Ξ

代表取締役 三浦紘一の一の一 大字長苗代字前田八三 株式会社ユニバース

変更なし

代表取締役 陶浪隆生 の一 東京都中央区日本橋一丁目四 コA三井リース株式会社

(代表者の氏名) で成三・七三 で成三・七三

変

更

前

変

更

後

変更年月日

代表取締役 前田勝敏三条二丁目一の四一北海道札幌市厚別区厚別中央ホーマック株式会社 代表取締役 三浦紘一の一の一大字長苗代字前田八三株式会社ユニバース 変 更 前 変更なし 変 更 後 平成三・ ボーニ (代表者の氏名) 変更年月日

兀 届出年月日

平成二十三年八月十八日

場 所

五

届出書の縦覧

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成二十三年八月三十一日から同年十二月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

なし

都市計画区域の変更に係る土地の区域

都市計画区域の名称

むつ都市計画区域

2 提出先 平成二十三年十二月三十一日

青森県商工労働部経営支援課

3 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

記載事項

意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画区域の変更

同条第六項において準用する同条第五項の規定により公告する。 の規定により、むつ都市計画区域及び大畑都市計画区域を次のとおり変更するので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五条第六項において準用する同条第一項

平成二十三年八月三十一日

青森県知事

Ξ

吾

申

村

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

社 | 定価小口一枚二付十五円一銭号 | 年週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 青香